

西宮市地域包括支援センター運営事業実施要綱

（目的）

第1条 地域包括支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）並びにその家族及び親族（以下「家族等」という。）に対し、介護予防の視点も踏まえ在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢等及び家族等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス、介護予防事業（介護保険を含む。）が、総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等の便宜を供与し、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関としての役割を目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められ、地域包括支援センター運営協議会の承認を得た社会福祉法人及び医療法人等に委託することができる。（以下「運営者」という。）

（利用対象者）

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）概ね65歳以上の要援護高齢者等及び家族等
- （2）要支援認定を受けている40歳から65歳未満の者及び家族等
- （3）その他、市長が必要と認めた者

（実施施設）

第4条 この事業の実施施設は、別表に定める施設とする。

（基本機能）

第5条 地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業のほか、第2項第1号から第3号に掲げる包括的支援事業、および法第8条の2第16項に定める事業、その他厚生労働省省令で定める事業を基本機能とし、次の第1号から第5号に掲げる業務を行う。

（1）総合相談・支援業務

担当地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(2) 保健・福祉サービスの利用調整及び申請代行

地域の要援護高齢者等及び家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付代行（市等への申請書の提出）業務、及び保健福祉サービスの適用の調整を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

担当地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員等との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための後方支援を行う。

(4) 介護予防・予防給付ケアマネジメント業務

担当地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、高齢者自身が自分の健康増進や介護予防について意識し、心身機能の改善だけでなく地域の中で生きがいや役割を持って主体的に活動や参加への意欲が高まるよう、利用者と共に目指すべき目標を設定し、実践できるよう支援する。

(5) 権利擁護業務

高齢者の虐待の防止及びその早期発見のために専門的・継続的な視点で支援を行う。その他、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。

(職員の配置等)

第6条 運営者は、あらかじめ支援センターの管理責任者を定めるとともに、「西宮市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に従い、常勤の職員を配置することとする。また、支援センターにおける各業務を適切に実施するためには、支援センター以外の業務との兼務は基本的に認められず、支援センターの業務に専従することが必要である。

(運営の公平性・中立性の確保)

第7条 支援センターは本事業を実施するに際し、要援護高齢者等及び家族等の意思を尊重し、要援護高齢者等に提供するサービスが特定の種類または、特定のサービス事業者に偏ることなく公正・中立性の確保に努めなければならない。

(事業実施の留意事項)

第8条 運営者は、担当区域の要援護高齢者等の実態について、常時調査・把握して、利用者基本台帳等により適切な管理を行うものとする。

2 運営者は、事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するものとする。

3 運営者は、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、計画的に実施するものとする。

4 運営者は、夜間等の緊急の相談等に備え、必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の取扱等の対応手順を定めるものとする。

- 5 運営者は、相談を受けた場合、速やかに必要な活動を展開するものとする。
- 6 運営者は、利用者基本台帳等を適切に管理し、継続的な支援及び適正なサービスの実施を図るものとする。
- 7 運営者は、支援センターの業務については、原則として、フレックスタイム制の勤務体制を組み、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。
- 8 運営者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第9条 原則として無料とする。ただし、利用対象者が必要な経費については、利用対象者負担とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成24年6月1日から適用とする。

付則

この要綱は、平成24年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和7年2月25日から適用する。

別表（第4条関係）

地域包括支援センターの実施施設

名 称	所 在 地
甲山地域包括支援センター	西宮市石劔町19番13号
甲武地域包括支援センター	西宮市段上町6丁目24番1号
小松地域包括支援センター	西宮市小松北町2丁目8番1号
上甲子園地域包括支援センター	西宮市上甲子園5丁目7番21号
塩瀬地域包括支援センター	西宮市名塩さくら台2丁目44番地
浜甲子園地域包括支援センター	西宮市枝川町17番40号
甲東地域包括支援センター	西宮市上甲東園2丁目11番60号
今津南地域包括支援センター	西宮市今津巽町7番10号
安井地域包括支援センター	西宮市城ヶ堀町1番39号
高須地域包括支援センター	西宮市高須町1丁目1番2－220号
浜脇地域包括支援センター	西宮市久保町14番12号
深津地域包括支援センター	西宮市芦原町1番20号
瓦木地域包括支援センター	西宮市林田町7番17号
山口地域包括支援センター	西宮市山口町上山口4丁目26番14号
西宮浜地域包括支援センター	西宮市西宮浜3丁目7番7号